

## 企業結合専門委員会/特別目的会社専門委員会における検討状況

### 1. 企業結合専門委員会

投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱いを検討する中で、監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」2(6) に示される、いわゆるベンチャーキャピタル(VC)条項の取扱いにつき議論され、別途、検討するものとされたため、8月以降「企業結合専門委員会」で検討している。また、これに関連して、監査委員会報告第 60 号 2(6) に示される銀行等の金融機関が融資先である他の会社に経営支援を行っている場合についても、検討している。

### 2. 特別目的会社専門委員会

(特別目的会社を巡る連結については、さまざまな意見や見方があり、また、国際的にも議論されている問題であることなどから、当委員会では、今後、この取扱いについて検討することとしているが)当面の対応として、出資者等の子会社に該当しないものと推定された特別目的会社については、一定の開示を行う。

### 3. 公表物のイメージ

平成 10 年 12 月に日本公認会計士協会から公表されている監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」のうち会計に関する部分を、ASBJ の適用指針とした上で、SPE に関する開示を追加する。

(当該適用指針については、「連結財務諸表原則」及び「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」における子会社及び関連会社の範囲の適用指針という位置付けとすることが考えられる。)